



恵庭市公園のあり方等検討委員会 (第3回)

1

1. 第2回委員会の概要

- 日 時 令和6年1月30日（火） 13:30~16:30
- 場 所 恵庭市役所 第二庁舎 2階 大会議室
- 出席者（五十音順、敬称略）
 - 【委員】 飯尾 真樹、北林 優、黒崎 暁子、小磯 修二（副委員長）、
椎野 亜紀夫（委員長）、東庄 儀幸、富永 一夫、平井 梓
 - 【オブザーバー】 石川 啓貴[web]
 - 【事務局】 恵庭市ほか
- 議 事
 - （1） 第1回委員会の概要
 - （2） 試行調査の実施について
 - （3） 恵庭市公園施設長寿命化計画（案）について
 - （4） シンポジウムの開催について
 - （5） 今後のスケジュール
 - （6） 第3回委員会の審議事項
- 配布資料
 - 資料1 恵庭市公園のあり方等検討委員会（第1回）議事録
 - 資料2 恵庭市公園のあり方等検討委員会（第2回）資料
 - 資料3 恵庭市公園施設長寿命化計画（案）＜概要版＞

2

2. 試行・調査について

① 共通

- ①-1 公園カルテの作成 (P5~7)
- ①-2 公園の変化を通報するシステムの試行 (P8~10)

② 公園利用者ニーズの多様化への対応

- ②-1 公園ごとの人口動態、推計調査 (P11)
- ②-2 公園ごとの周辺環境調査 (P12)
- ②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行 (P13~20)

③ 管理運営の担い手拡大

- ③-1 市域住民が主体となる組織の活動の現状調査 (P21)
- ③-2 公園管理器具貸出制度創設の検討 (P22~23)
- ③-3 サウンディング型市場調査の実施 (P24~25)
- ③-4 企業と地域のマッチング (P26)

④ 公園における安全・安心の確保

- ④-1 地域と取組む公園樹管理の試行 (P27)
- ④-2 アプリによる公園樹管理の試行 (P28)
- ④-3 みどりのステーション制度 (P29~30)
- ④-4 モデル公園におけるデザイン統一 (P31)
- ④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応 (P32~35)

2. 試行・調査について

⑤ 公園トイレの役割の見直し

- ⑤-1 公園トイレの利用実態調査 (P36~37)
- ⑤-2 公園トイレの改修効果の検証 (P38)
- ⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査 (P39)
- ⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証 (P40)
- ⑤-5 ネーミングライツに関する調査 (P41~44)

2. 試行・調査について

①-1 公園カルテの作成

■内容：病院のカルテに見立てて、公園の健康状態を記録する。

■記録する情報：流動的な情報

- ①指定管理者で現状実施している、草刈り・パトロール・トイレ清掃などの頻度や管理方法
- ②公園の利用状況（普段の使われ方、お祭り等イベント など）
- ③これまでに受けた苦情・要望の内容
- ④周辺的环境(保育園や小学校)
- ⑤人口動態(国勢調査、恵庭市人口ビジョンより5年ごとに更新)
- ⑥町内会と公園の関係性（協力頂いている内容、活動）
- ⑦その他、当該公園に関する事項

※記載する内容を制限せずに、基本的にはどんなことでも書き綴っていく形式としたい。

※固定の情報(公園設置年度や占用物件、公園施設の位置や設置・撤去年度など)については、法令で定められた公園台帳へ。

2. 試行・調査について

①-1 公園カルテの作成

■作成者：恵庭市および指定管理者で行う。
恵庭市でベースを作成し、適宜両者で更新・都度共有。

■試行対象公園：カルテを活用して、改善を図りたい4つの公園

- ①恵庭ふるさと公園(地区公園)
R4に再整備したものの、利用者のマナー違反や、落ち葉、施設への不満など、苦情が後を絶たない。

- ②かつら公園(近隣公園)
公民館・保育園に隣接し、利用者が多い公園である一方、周辺環境の変化(アパート新築)により、利用に制限(バスケットゴール撤去など)が出てきている。

2. 試行・調査について

①-1 公園カルテの作成

③しままつ公園(街区公園)

街区公園としてはかなり面積が大きい。
市営住宅に隣接しており、利用者も多い。
野球場としても利用できるが、あくまで街区公園のため
駐車場が無く、路上駐車トラブルや、近隣公園などと
比べると十分なスペースが確保できていないことから、
ボールの越境など問題が多い。

④ユカンボシ川河畔公園(都市緑地)

公園内に川が流れ、6つの彫刻作品が設置、木々の中を散策
することができる公園。一方、水路の雑草繁茂や、樹木の
大木化・隣地越境、散策路施設の老朽化など、多くの問題が
あり、近年、地元町内会からも改善の声が上がっている。

2. 試行・調査について

①-2.公園の変化を通報するシステムの試行

■内容：恵庭市公式LINEを活用した通報システム
直感的に操作できるように誘導

管理者側から発信することも可能

運用開始時は、LINEを通じて登録者に周知

また、発信相手を年齢・性別・居住地域等で細かく選択可能
これを用いて、例えば4月以降にお問い合わせが急増する
「カラスの巣」などは、4月初旬に基本的な市の対応を発信
することで利用者の安心感向上が期待される
通報システムと併せて試行検討

■実施時期：R6.7～

※R6.2からスタートした恵庭市公式LINEは、現在、登録者数が8200人ほどであり、恵庭市人口7万人に対して1割ほどが利用中。

※LINEは、他のSNSよりも利用者数・開封率が高く、より多くの対象者へ情報発信できるとともに発信した情報の拡散にも期待ができる。しかし、通知が多いことでブロックや登録削除されてしまう可能性があることに注意して運用する必要あり。

2. 試行・調査について

①-2.公園の変化を通報するシステムの試行

■運用のイメージ「公園の魅力をシェア」



・桜シェア終了後、どのようなシェア機能とするか担当課と調整中。
公園だけのシステムではないため、いかにわかりやすく出来るか。

9

2. 試行・調査について

①-2.公園の変化を通報するシステムの試行

■運用のイメージ「公園の不具合を通報」



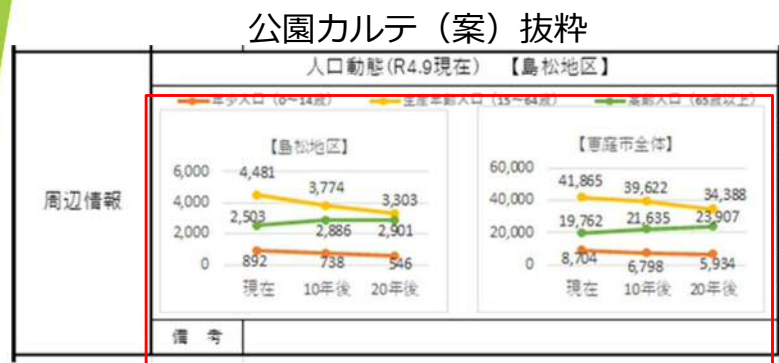
10

2. 試行・調査について

②-1 公園ごとの人口動態・推計調査

恵庭市人口ビジョン2019（令和元年12月改定 恵庭市）や恵庭市年齢別人口調べ、恵庭市町名別人口調べなどを活用し、公園ごとの人口動態を把握します。

各公園における周辺人口の変化を公園カルテに記録することで、公園ごとの特色やニーズを的確に捉え、計画的な公園運営に繋がります。



恵庭市人口
ビジョン2019
(令和元年12月改定
恵庭市)



恵庭市の人口
・人口の推移
・年齢別人口
・町名別人口
・人口動態



- ・推計に使用する諸数値について、関係する部課と調整中
- ・恵庭市人口ビジョンの改定予定なども見据え、作業を進める

11

2. 試行・調査について

②-2 公園ごとの周辺環境調査

■都市公園の利用実態に関する調査研究（公立大学法人 札幌市立大学）

○目的

恵庭市内の保育園や幼稚園などが、園外活動において近隣の都市公園をどのように利用しているのか、アンケート調査ならびにインタビュー調査を通じてその実態を明らかにする。

また、公園施設等に関する要望や、公園利用における安全上の懸念事項等についても把握し、子育ての場としての都市公園の利用向上に向けた提案を行う。

○研究期間

令和6年5月10日から令和7年3月31日まで

○研究成果

調査結果は報告書にまとめるとともに、恵庭市公園のあり方等検討委員会等において成果報告を行う。

12

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和

■ 第2回委員会での意見

- ⇒ 利用ルールを緩和することにより、公園利用に支障を感じる方もいる。
- ⇒ 利用ルールの緩和から入るのではなく、要望を受け利用ルールを緩和することにより、要望が実現可能かを検討しては。

■ 利用ルール緩和（試行）の進め方

市民要望が既にあるものを試行対象として選定

- ⇒ ① 恵庭ふるさと公園における市民農園の設置
 - ② あさひ公園における町内会管理のドッグラン設置
 - ③ さくら公園および桜町多目的広場におけるボール遊びルールの設定と各公園の役割分担の見直し
 - ④ 恵庭ふるさと公園および恵み野中央公園におけるバスケットゴールの設置
- ⇒ 年度途中であっても、利用ルール緩和（試行）が実施可能な事案が発生した場合は、追加で実施予定

13

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和

① 恵庭ふるさと公園における農園の設置

恵庭ふるさと公園の花壇スペースを利用して、サツマイモなどの野菜を栽培。サツマイモは恵庭ふるさと公園で行われる町内会行事（焼いも会）へ提供する。

設置管理者：指定管理者（恵庭まちづくり協同組合）

規模：100～200㎡

設置期間：4月～10月

育てる野菜：サツマイモ、枝豆、ハーブなど

※育ったサツマイモを町内会行事（焼いも会）に提供

メリット（想定）：交流の促進、花壇スペースの有効活用 など
※未利用花壇スペースの利用

リスク（想定）：公園の一部独占的利用に対する公益性の確保
⇒ 【対策】取組を周知する看板等の設置

14

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和



恵庭ふるさと公園 鳥瞰図

15

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和

② あさひ公園における町内会管理のドッグラン設置

公園内へのドッグラン設置の要望が強い町内会において、イベントとして仮設のドッグランを設置し、町内会自らが管理する。

設置管理者：島松旭町町内会

想定規模：600㎡程度

設置期間：半日～1日（イベント的に実施）

メリット（想定）：犬を飼う人、犬を飼わない人相互の交流促進、新たな公園利用者の開拓、犬のしつけ・マナー向上、町内会活動の新たな担い手の創出 など

リスク（想定）：犬どおしの喧嘩・逃げ出し・騒音（鳴き声）、駐車場（あさひ公園は駐車場無し）、公園の一部独占的利用に対する公益性の確保、犬の糞尿による衛生上の懸念 など

⇒ 【対策】 事前周知、町内会との情報共有

16

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和



2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和

③ さくら公園、つくし公園および桜町多目的広場におけるボール遊び ルールの設定と各公園の役割分担の見直し

ボール遊びによるトラブルを抱えているさくら公園（街区公園）について、近隣の桜町多目的広場（都市緑地）との役割分担を明確化したうえで、新たなルールを設定する。

検討主体：桜町町内会、泉町町内会、漁町町内会、
恵庭市（指定管理者）

方向性：さくら公園 ⇒ やわらかいボールを使った遊びなどに限定
桜町多目的広場 ⇒ かたいボールやバットを使った遊びも
可能

周知方法：町内会回覧板、小学校でのフライヤー配布、
注意喚起サイン設置 など

メリット（想定）：ボール遊びを思いっきり楽しむ環境の提供

リスク（想定）：任意ルールであり、拘束力・罰則無し

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和

④ 恵庭ふるさと公園および恵み野中央公園におけるバスケットゴールの設置

バスケットゴール設置要望は多いが、夜間利用による騒音やごみ投棄など、マナー違反による課題も多い。

※過去に3か所設置、うち1箇所は騒音問題により撤去済み

町内会と連携して、新たに移動式バスケットゴールを2箇所設置し、地域と連携して、利用マナーの啓発に取り組む。

設置管理者：恵庭市（指定管理者）

設置箇所：恵庭ふるさと公園、恵み野中央公園

※各町内会と協議し決定

設置期間：通年（冬季は使用不可）

周知方法：町内会回覧板、注意喚起サイン設置 など

メリット（想定）：バスケット遊びを思いっきり楽しむ環境の提供

リスク（想定）：任意ルールであり、拘束力・罰則無し
ルールが守られない場合、撤去する可能性あり

19

2. 試行・調査について

②-3 利用ルールの緩和



ゴールが撤去された公園（かつら公園）



設置予定箇所(広場)



設置予定箇所(旧ゲートボール場)



移動式ゴールの設置例(漁川河川緑地)

恵庭ふるさと公園 鳥瞰図

20

2. 試行・調査について

③-1 地域住民が主体となる組織の活動の現状調査

- 調査内容：アンケート調査、指定管理者へのヒアリングを実施し、公園で実施されている活動を把握し、問題点や課題を整理した上で、管理運営の担い手の拡大を含めた今後の活動促進の方策を検討します。
- 調査対象：町内会、公園利用団体※および指定管理者
※過去の公園使用（行為）許可実績より抽出

R6.6 ヒアリング調査の実施

【対象】指定管理者 【内容】公園使用（行為）許可の状況など

R6.7 アンケート調査の実施

【対象】町内会、公園利用団体など 【内容】公園での活動内容や問題点・課題など

R6.9-R6.11 問題点・課題の抽出

ヒアリング・アンケート調査結果を分析し、問題点や課題を抽出

R6.12-R7.3 活動促進方策の検討

問題点・課題を分析し、活動促進の方策を検討

21

2. 試行・調査について

③-2 公園管理器具貸出制度の創設

- 内容：公園美化活動助成事業に取り組む団体を対象に、自走式芝刈機を無償で貸し出す。
受付け、保管、整備などは指定管理者が行う。
- ねらい：機器の購入、保管、メンテナンスなど活動団体の負担を軽減し、公園美化活動に取り組むハードルを下げることで、助成団体の増加を図りたい。
- 貸出機械：充電式芝刈機
- 周知方法：ホームページやフライヤーなど
- 実施時期：R6.6～



22

2. 試行・調査について

③-2 公園管理器具貸出制度の創設

自走式芝刈機の無料貸出制度がスタートしました

貸出品
マキタ 充電式芝刈機（刈幅530mm） × 2台
※1充電で約2,500㎡/回の刈草が可能です。

貸出対象団体
公園美化活動助成事業に取り組む団体

貸出基準

- 1回の貸出期間は原則5日まで
- 1回の貸出台数は自走式芝刈機2台まで
- 借出は指定管理者が実施 ※需要が伸びる場合は
- 貸出の状況および利用は平日の9時から正午まで
- 保管点検等のため貸出しを中止する場合があります
- バッテリーは満充電の状態で貸出、不足する場合は団体で充電

貸出手続

- 芝刈機利用申込書を指定管理者に提出
- 申込みの承認後、使用する日の1か月前より受け付け開始
- 貸出作業が終了したときは、速やかに芝刈機を指定管理者に返却

禁止事項

- 公園施設の除草作業以外の用途に使用すること
- 第三者に譲渡または転貸すること
- 改造すること
- 貸出機を利用して犯罪行為等の事業を行うこと
- 上記に違反した場合は、貸出しを中止する場合があります

遵守事項

- 善良な管理者の注意をもって使用し、保管してください。
- 作業実施の際は、歩行者等への安全確保に十分配慮してください。 <https://www.makita.co.jp/>
- 使用中は機体を点検・点検しないよう十分注意し、使用後は清掃してください。
- 使用中に故障に気づいたら、直ちに使用を中止して、指定管理者まで連絡してください。

賠償責任

- 故意・過失により貸出機を破損・毀損させた場合、修理費用は借出団体の負担とします。
- 貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借出団体が一切の責任を負います。

お問い合わせ（指定管理者）
恵庭まちづくり協賛組合（公助担当） TEL29-4863 e-mail: kumiai-kouen@enwa-clu.jp



23

2. 試行・調査について

③-3 サウンディング型市場調査の実施

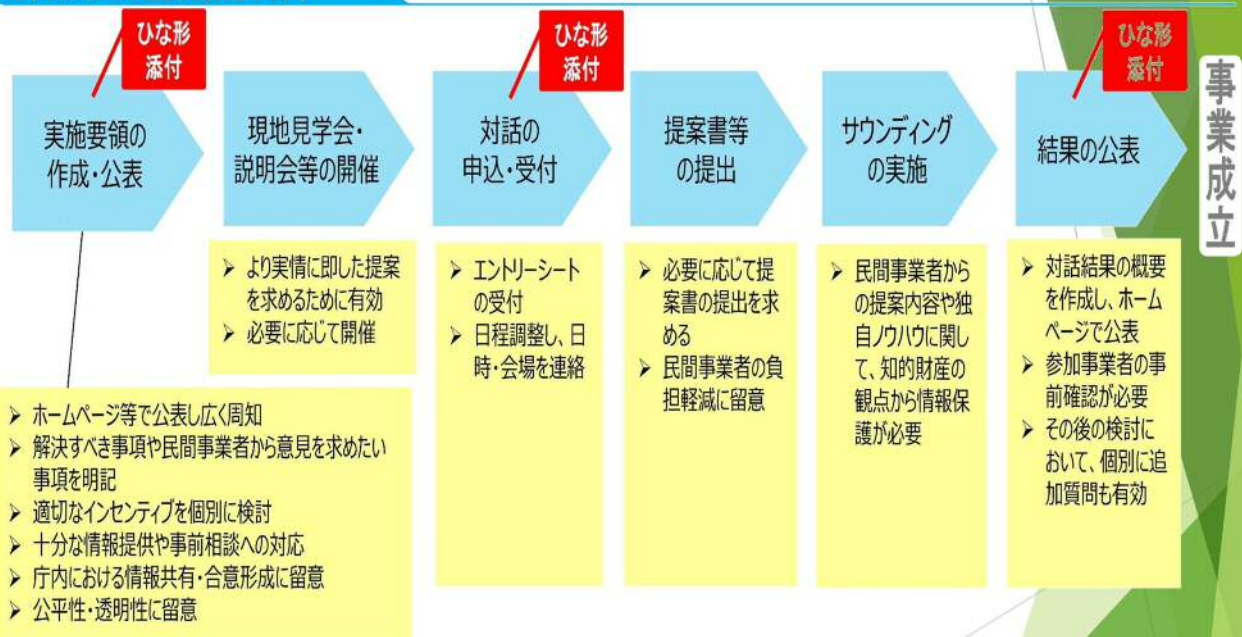
- これまでに3件のPark-PFI事業を実施、Park-PFI事業者が公園の管理運営の担い手として活動しています。
 - Park-PFIなど官民連携の推進は、管理運営の担い手の確保にも有効だが、恵庭市の都市公園の事業可能性について把握できていません。
 - すべての都市公園を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、Park-PFI事業を含む官民連携の可能性について検証します。
- ⇒ 【第2回委員会での意見】
- ・ Park-PFI事業を実施することが目的化してはならない
 - ・ Park-PFI事業の実施が公園の魅力向上や利便性向上などに資する可能性のある公園を抽出し、調査を実施しては？
- ⇒ 【対応】
- ・ 用途地域や接道条件、周辺の土地利用の状況などを精査し、対象公園を選定した上で、サウンディング型市場調査を実施
 - ・ 事業手法をPark-PFI事業に限定せず、設置管理許可制度の活用なども念頭に置き、調査を進める。

24

2. 試行・調査について

③-3 サウンディング型市場調査の実施

サウンディング実施の流れとポイント



参考文献：地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（平成30年6月作成 令和元年10月更新国土交通省総合政策局）

25

2. 試行・調査について

③-4 企業と地域のマッチング

■内 容：意向把握にはアンケート調査と個別ヒアリングを併用し、最終的には地域住民が主体となる組織とのマッチングを実施する。

■ねらい：公園の管理運営の担い手としての企業の可能性について検討し、拡大を図る。

- アンケート調査
 - R6.7-8
 - 商工会議所会員企業約1,100社を対象としたアンケート調査を実施
- 個別ヒアリング
 - R6.9-10
 - アンケート調査で可能性が確認できた事業者に個別ヒアリングを実施
- マッチング
 - R6.11-
 - 個別ヒアリングの結果を踏まえ、地域とのマッチングを実施

26

2. 試行・調査について

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行

- 内容：町内会・樹木医・市役所・指定管理者などであさひ公園を散策し、剪定・伐採など作業後のイメージを共有する。

○イメージ

- ・ベビーカーを押したお母さんが木々の中の遊歩道を散歩できる公園
- ・林エリアは危険木のみ除去、遊具エリアは樹木を減らし、それぞれの良さを活かしたメリハリのある公園 など

イメージ共有後は、それぞれが実施できる範囲で作業を実施。

○町内会の作業例：枝払い、落ち葉清掃、ごみ拾い など

○市役所の作業例：剪定・伐採計画の立案、業務の発注 など

○指定管理者（例）：剪定枝・落ち葉等回収、剪定・伐採作業の実施 など

- ねらい：市民協働の公園樹管理の実現、公園管理への地域の参画を促すことで、地域住民の公園に対する愛着の形成、公園利用者満足度の向上などを実現する

- 実施時期：R6夏 あさひ公園の散策

上記散策以降 それぞれがイメージ実現に向けた作業 27

2. 試行・調査について

④-2 アプリによる公園樹管理の試行

第1回委員会でご提案のあった、アプリを使った公園樹管理について調査し、メリット・デメリットを整理した上で、導入の可能性について検証します。

- 三保まつしらべ（静岡市）

ご自身のスマートフォン等にアプリをダウンロードすると、松原内で松原のデータベースにアクセスし、目の前のマツの情報（太さや高さ）を調べたり、自分でお気に入りのマツを登録したり、マツの異変を通報することができます。

- 公園樹診断システム(公園樹Note) （株）公園マネジメント研究所
公園樹診断システム(公園樹Note)は、スマートフォン・タブレットで公園の樹木点検・診断を効率化するシステムです。

「国土交通省 平成29年9月 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準拠しています。

2. 試行・調査について

④-3 みどりのステーション制度

■内容：バイオネスト*を利用した（仮称）みどりのステーション制度の試行を検討

※バイオネストとは、植物発生材処理の経費を抑えること、植物発生材を資源として活用することを目的としたサステナブルな堆肥づくり。管理作業で発生した剪定枝や、腕の太さ程度の樹木の幹などの植物発生材を組み合わせて、まるで鳥の巣のような形状となることから「バイオ(bio=生命)」、「ネスト(nest)=巣」と呼ばれている。



出典：一般財団法人 公園財団HP (<https://www.midori-hanabunka.jp/challenge/>)

■実施時期：調整中

29

2. 試行・調査について

④-3 みどりのステーション制度

■効果：一般財団法人 公園財団の取組事例

- ・2019年3月から2023年1月までに、80基のバイオネストを設置。
- ・第一に植物発生材の運搬コストの削減効果。バイオネスト設置時の体積を求めると、80基分の合計で235m³の植物発生材が現場で処理できることになる。
- ・加えて、継続的に植物発生材を投入できるため、年1回の頻度を基準とすると、80基分で120m³が追加処理できる。
- ・合わせると、運搬するために必要な2tダンプ177車分の削減効果。
- ・第二に、処理コストで換算するとチップ化で235m³、堆肥化で80m³相当の効果が得られた。
- ・これらにより、通常の発生材運搬・処理と比較して76.8%のコストを削減。



出典：一般財団法人 公園財団HP (<https://www.midori-hanabunka.jp/challenge/>)

30

2. 試行・調査について

④-4 モデル公園におけるデザイン統一

■利用者に安心感を与える園名板等のデザイン調査協力

(公立大学法人 札幌市立大学)

○目的

恵庭市内の都市公園に設置されている園名板や注意喚起看板などは、整備された年代によりデザインや形状、材質などが様々である。園名板や注意喚起看板などデザインを統一することで、公園利用者に安心感を与えることができるのではと考えていることから、このデザインについて調査研究のうえ、提案を行う。

○研究期間

令和6年4月26日から令和6年9月30日まで

○調査成果

提案後は、恵庭市が恵庭市公園のあり方等検討委員会における試行の一環として、提案のあったデザインを用いた園名板等を複数の公園に設置し、効果を検証する予定である。

31

2. 試行・調査について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■取組事例の調査研究

○誰が、いつ、どのように取組んでいるのかに着目

○地方自治体のSDGsやグリーンインフラに対する方針などについて確認する必要あり

■恵庭市（全体）の姿勢や考え方

○恵庭市の総合計画や総合戦略などにおけるSDGsやグリーンインフラに対する姿勢や考え方を確認

⇒ ・先進事例の調査研究

R6.5.17 静岡県静岡市 あさはた緑地視察（実施済み）

今後も優良事例を調査し、視察等を通じて情報を収集予定

・恵庭市内部調査

恵庭市内部の各部課に、SDGsやグリーンインフラを意識した取組について調査

恵庭市としての取組の現状を把握

32

2. 試行・調査について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■既存の取組との関係

○都市公園における既存の取組とSDGsやグリーンインフラとの関係を整理し、全体像を取りまとめる。

- (例) ・恵み野中央公園におけるアナベルの植栽と収穫
・各町内会が実施している花壇植栽
・公園灯のLED化

など

○なお、本年度より取組に着手する下記事業についても、SDGsを意識した取組として進める。

- ・腐葉土配布事業
- ・剪定枝等配布事業

■今後の対応

- ・都市公園としてSDGsやグリーンインフラに今後どのように対応すべきか検討する。

33

2. 試行・調査について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■腐葉土配布事業

○内容：公園から発生する落葉や雑草などを腐葉土にして、市民還元する。
まずは、公園内の資源循環として公園に設置されている町内会管理の花壇への利用を想定している。

○ねらい： ・ 指定管理者は、落ち葉などの腐葉土化に取組んでおり、一定程度の腐葉土を配布数量を確保できる見込み。
・ 公園における資源の好循環を実現したい。
・ なお、市（花と緑・観光課）が毎年実施している菜園土の無料配布事業は、市民等からの要望が非常に多く、希望数量の半分ほどしか配布できていない現状もある。

○実施時期： 配布希望の聞取り…R6.10
腐葉土の配布 …R7.4

※希望数に応じて、腐葉土の受渡し方法は検討が必要。

※試験的に、R6実施予定の恵庭ふるさと公園の市民農園に当該腐葉土を利用予定。34

2. 試行・調査について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■ 剪定枝等配布事業

○内容：公園から発生する剪定枝や伐採木などを市民還元する。

○ねらい：
・ 昨年までは、公園から発生する剪定枝や伐採木などをバイオマス燃料として民間事業者に売払っていた。
・ 民間事業者への売却は本年度も継続するものの、一部を市民に還元することで、公園における資源の好循環を実現したい。

○実施時期：R6.5.9-11（実施済み）

○実施結果：
・ 22世帯に剪定枝・伐採木などを還元
・ 使用用途は暖房用、キャンプ・焚火用
・ 来年度以降の継続を望む声が多い



35

2. 試行・調査について

⑤-1 公園トイレの利用実態調査

■ 調査対象公園

○どんぐり公園（中島町）

・ R7再整備予定

○しままつ公園（島松寿町）

・ 日常的に少年野球クラブの利用あり

○黄金曙公園（黄金南）

・ 街区公園と近隣公園の比較用

黄金曙公園（近隣）
平成16年3月供用開始
A=1.00ha



どんぐり公園（街区）

昭和60年3月供用開始
A=0.24ha



しままつ公園（街区）

昭和51年11月供用開始
A=0.98ha



36

2. 試行・調査について

⑤-1 公園トイレの利用実態調査

■調査項目

○トイレ利用者数

公園利用者、公園外利用者に分けて延べ人数を計測

○公園利用者数

1時間に1度（正時）、その時点に公園内にいる人数を計測

■調査回数

○1公園あたり、以下のとおり計8回とする。

- ・夏休み期間以外（～9/19）：平日2回、休日（土日祝）2回の計4回
- ・夏休み期間（7/26～8/19）：平日2回、休日（土日祝）2回の計4回

■調査時間

○午前6時から午後5時までとする。

■調査期間

○R6.5.17からR6.9.20まで

37

2. 試行・調査について

⑤-2 公園トイレ改修効果の検証

- 内容：・R5実施のアンケート調査において、約半数が回答した「トイレがきれいになれば利用する」への対応方法を検討
- ・R5実施の花の丘公園、ユカンボシ公園のトイレ小規模改修による改修効果を検証するため、アンケート調査を実施

- ねらい：清掃や衛生器具（洋式化）・屋根塗装などの小規模改修、建替えなど、対応と利用の関係性を整理し、今後の取組の方向性を検証する。

■実施時期：R6.7

トイレ改修効果アンケート（案）

去年は、▲▲公園の再整備工事にご協力いただきありがとうございました。
再整備工事に併せて、▲▲公園のトイレ改修を以下のとおり行いました。
改修効果を検証するため、アンケート調査にご協力ください。

屋根・外壁塗装、シャッター交換、大便器更新（洋式化）、手洗器更新



Q1 あなたの年齢を教えてください。

☐ 10歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上

Q2 あなたの性別を教えてください。

☐ 男性 ☐ 女性 ☐ 無回答

Q3 ▲▲公園のトイレについて、改修前のトイレを利用したことがありますか？

☐ ある（Q5へ） ☐ ない（Q4へ）

Q4 Q3で「ない」と回答した理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 衛生面で不安（汚い、臭い、虫など）
- ☐ 防犯面で不安（暗い、閉鎖的など）
- ☐ 自宅が近い
- ☐ その他

自由記載（ ）

Q5 ▲▲公園のトイレについて、改修後のトイレを利用したことがありますか？

☐ ある ☐ ない

Q6 トイレの改修を実施して良かったと感じますか？

☐ はい（設問は以上です） ☐ いいえ（Q7へ）

Q7 Q6で「いいえ」と回答した理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 改修しても、不衛生（汚い、臭い、虫など）なので使いたくない。
- ☐ 改修するよりも、清掃の回数を増やしてほしい。
- ☐ 改修ではなく、古いトイレを壊して新しく作ってほしい。
- ☐ 改修をするくらいなら、市内のトイレの数を減らして、残ったトイレの更新や清掃・維持管理などを充実させてほしい。
- ☐ その他

自由記載（ ）

アンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

38

2. 試行・調査について

⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査

- 内容：公園トイレの必要性に関するアンケート調査を実施
- ねらい：今後の公園トイレのあり方についての検討材料とする
- 実施時期：R6.7

公園トイレの必要性に関するアンケート（案）

令和6年 月
恵庭市 建設部 公園緑地課

恵庭市内の公園に設置されているトイレについてお答えください。

恵庭市内の公園に設置されているトイレは、約8割は設置から30年以上が経過しており、老朽化による利用満足度の低下が問題となっています。限られた予算の中で、快適な公園トイレを皆様に提供するため、今後の公園トイレのあり方について検討していくことが喫緊の課題です。本アンケート調査は、課題解決に向けた取組みのひとつであり、調査結果をもとに今後の方向性について検討を進めていきます。

Q1 あなたの年齢を教えてください。
☐ 10歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上

Q2 あなたの性別を教えてください。
☐ 男性 ☐ 女性

Q3 過去5年間で公園トイレを利用したことがありますか？
☐ ある（Q4へ） ☐ ない（Q6へ）

Q4 Q3で「ある」と答えた方にお聞きします。
公園トイレを利用して、どう感じましたか？
☐ 清潔で気持ちよく利用できた
☐ 特に不満なく利用できた
☐ 不快だが我慢できる程度だった
☐ 不快で2度と利用したくないと思った

Q5 Q4で「不快だが我慢できる程度だった」または「不快で2度と利用したくないと思った」と答えた方にお聞きします。
不快に感じた原因はなんですか？（複数回答可）
☐ 汚い ☐ 臭い ☐ 暗い ☐ 虫がいる
☐ トイレシートペーパーが無い ☐ 不衛生や盗難などの不安
☐ 清掃が行き届いていない ☐ 洋式トイレが無い
☐ 荷物を置けないなど使いにくい ☐ 1家に近いから
☐ 公共施設や商業施設など近くの施設のトイレを使うから
☐ 特に理由は無いが使いたくない
☐ その他（自由記載）

Q6 Q3で「ない」と答えた方にお聞きします。
公園トイレを利用しない理由を教えてください。（複数回答可）
☐ 汚い ☐ 臭い ☐ 暗い ☐ 虫がいる
☐ トイレシートペーパーが無い ☐ 不衛生や盗難などの不安
☐ 清掃が行き届いていない ☐ 洋式トイレが無い
☐ 荷物を置けないなど使いにくい ☐ 1家に近いから
☐ 公共施設や商業施設など近くの施設のトイレを使うから
☐ 特に理由は無いが使いたくない
☐ その他（自由記載）

Q7 限られた予算の中で、快適な公園トイレを皆様に提供するためには、利用が少ない公園トイレの廃止を検討する必要があると考えています。皆様のご意見を聞かせてください。
☐ 廃止していいと思う
☐ 今のまま全ての公園トイレを存続すべきだと思う
☐ その他（自由記載）

Q8 Q7で「今のまま全ての公園トイレを存続すべきだと思う」と答えた方にお聞きします。
下記の選択肢について、賛同できるものがあれば教えてください。（複数回答可）
☐ 近くにトイレが使える公共施設や商業施設があれば廃止しても良い
☐ 災害時に公園内に仮設トイレが準備できるなら廃止しても良い
☐ お祭りに使う公園のトイレを残してもらえたら廃止しても良い
☐ 残ったトイレの清掃回数が増えるなら廃止しても良い
☐ 残ったトイレの設備（トイレペーパーなど）が充実するなら廃止しても良い
☐ 残ったトイレを更新する際、使いやすく（洋式化やバリアフリー化など）更新するのなら廃止しても良い
☐ 賛同できるものは無い（公園トイレは廃止しないでほしい）
☐ その他（自由記載）

39

2. 試行・調査について

⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証

■緊急時の公園トイレの位置づけ

恵庭市および近隣市において、一時避難所等指定の条件として公園トイレ設置の有無が考慮されている自治体は無い。

- ・一時避難所等の指定と公園トイレ設置の有無は無関係
- ・ただし、令和6年能登半島地震では、過去の震災と同様にトイレ問題が発生
- ・トイレの要否とは別に、マルチ利用機能の整備など災害時に求められる公園の機能を再確認すべき？ ⇒ 事例を調査・検証

■恵庭市内の一時避難所に指定されている公園トイレの老朽化

一時避難所に指定されている公園トイレ・・・71箇所
うち旧耐震基準（昭和56年以前）の公園トイレ・・・15箇所

- ・公園トイレの今後のあり方検討と並行して、旧耐震基準で設置されたトイレの取扱いを検討すべき ⇒ 大規模地震時に倒壊の危険性あり

40

2. 試行・調査について

⑤-5 ネーミングライツに関する調査

- 内容：他自治体で取組まれているネーミングライツ（公園の「新名称」を付ける権利）について調査を行う。
- ねらい：対価として得られる「ネーミングライツ料」による維持管理費用の確保、草刈りなど役務の提供による維持管理費用の抑制
- 実施日：R6.5.9
- 調査対象：室蘭市
- 調査結果：
 - ネーミングライツに取組まれたきっかけ
 - ・他自治体において、文化センターなどの箱もの施設での導入事例が多かったことから、最初に取り組んだのが平成30年度の室蘭市文化センター（室ガス文化センター）であった。
 - ⇒ 一般財源の確保のための施策として取り組んでいる。

41

2. 試行・調査について

⑤-5 ネーミングライツに関する調査

- ネーミングライツの導入状況
 - ・現在、19施設でネーミングライツ契約を締結
 - ・うち都市公園は、屋外体育施設も含めて12施設
- ネーミングライツ料の目安となる額

他都市の状況や各施設の運営管理に要する費用などを勘案して、下記のとおり概ね3つの区分でネーミングライツ料を設定

 - ・文化ホールなどの大規模施設：1,100,000円/年（税込み）
 - ・美術館などの中規模施設：550,000円/年（税込み）
 - ・街区公園などの小規模施設：110,000円/年（税込み）
- 提案について
 - ・金銭の提供に代え、役務の提供（公園の草刈り、備品の修繕等）による提案も可
 - ⇒ネーミングライツ料の支払いに加えて、年数回の草刈りを実施していただくケースが多い。

42

2. 試行・調査について

⑤-5 ネーミングライツに関する調査

○審査内容

- ・新名称、契約希望金額、その他提案
- ・複数者が競うことは少なく、希望する施設名と新名称や契約希望期間、契約希望金額、提案などを記載した提案書の内容を審査、企業概要や決算状況、コンプライアンスに関する社内規定などを確認、契約の可否を判断

○導入による効果と課題

- ・全体で年間1,100万円（公園以外も含む）ほどの歳入がある。
- ・ネーミングライツ契約を締結した企業が、自発的に定期的なパトロールを実施するなど、公園への関心・愛着が増す。
- ・公園利用者にも愛称が定着しつつあり、概ね好評である。
- ・企業側のメリット
 - ⇒・公園の場合、PR効果よりも、社会貢献という色合いが強い。
 - ・園名板や市ホームページなどを通じた企業名などの情報発信
 - ・地元の老舗洋菓子店が、店舗から離れた保育園前の公園のネーミングライツ契約を締結するなど、公園利用者層へのPRを目的とした応募も一部みられる。

43

2. 試行・調査について

⑤-5 ネーミングライツに関する調査

■今後の検討

○ネーミングライツの実施による効果

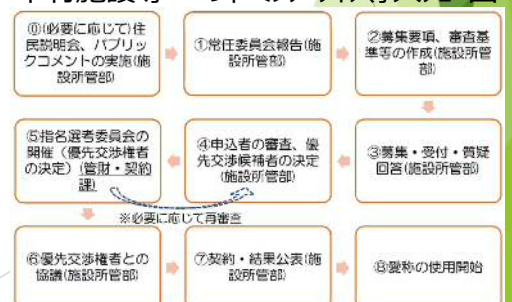
- ・ネーミングライツ料（維持管理費用の確保）
- ・役務の提供（維持管理費用の抑制）
- ・自発的な活動の創出
- ・公園への愛着の増加

⇒・地域の企業等と公園をつなぐきっかけとしては有効

- ・ただし、多額のネーミングライツ料は期待できないことから、役務の提供や公園で実施される活動への参加などに期待すべき

○恵庭市ネーミングライツ導入に関するガイドラインに基づき、公園におけるネーミングライツ導入の試行について検討する。

市有施設等へのネーミングライツ導入フロー図



44

報告1.シンポジウムの開催について（総括）

名称：公園のあり方シンポジウム2024～使われ 活きる 公園を目指して～

開催日時：令和6年1月30日(土) 14：00～16：30

会場：北海道文教大学 本館 2階 大講堂

内容：第1部 基調講演

- ・公園のこれまでとこれから

公立大学法人 札幌市立大学 デザイン学部 教授 椎野 亜紀夫

- ・公園が恵庭市民の“日常的な幸せ”を育てる場になるためには？

一般財団法人 地域活性化センター フェロー 富永 一夫

- ・公園と共に暮らすために～恵庭の子育てから見えてきたもの～

認定NPO法人 まちづくりスポット恵み野 平井 梓

第2部 パネルディスカッション 使われ活きる公園を目指して

北海道文教大学 地域創造研究センター長 小磯 修二

公立大学法人 札幌市立大学 デザイン学部 教授 椎野 亜紀夫

一般財団法人 地域活性化センター フェロー 富永 一夫

認定NPO法人 まちづくりスポット恵み野 平井 梓

恵庭市長 原田 裕

シンポジウム参加者：75名

45

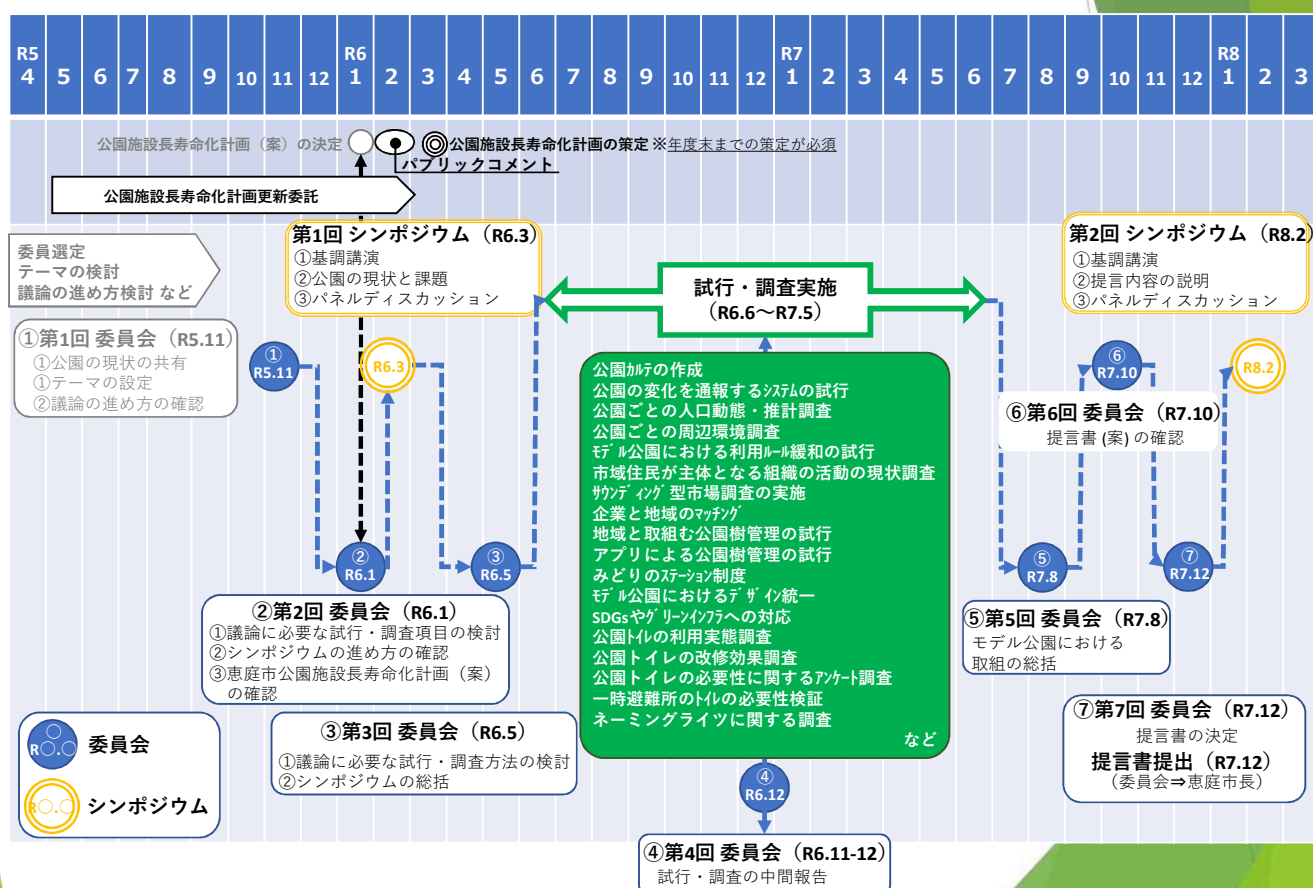
報告1.シンポジウムの開催について（総括）

参加者から頂いた主なご意見

- ・子どもの発想が素晴らしい。もっと取り入れては。
- ・公園の魅力を十分に活用する。
- ・子どもは遊具が無くても遊べるというお話が印象的だった。
- ・どれくらいの市民が、公園で何をしているのか、数字として知りたいと思った。
- ・お金をかけずに公園管理をするためには、市と市民との協力が大切と感じた。
- ・公園が存在する意味を考える機会になった。勉強になった。
- ・もう少し掘り下げたお話が聞きたかった。もっと聞いてみたかった。
- ・公園ごとの多様性や、市民の声をいかに反映させていくかが重要だと感じた。
- ・大きな枠の中で、公園の住み分けという発想がとても面白かった。
- ・公園を恵庭の資源としてまちづくりに生かすアイデアが興味深かった。
- ・樹木の維持管理費が増えるのは当然、伐採して管理できる規模にするのも手では。
- ・公園トイレは汚いので不要と思う。本当に必要なところだけ残しては。

など 46

報告2. 今後のスケジュール



47

報告3.第4回委員会の審議事項

（1）試行・調査の中間報告

①共通

①-1 公園加齢の作成、①-2 公園の変化を通報するシステムの試行

②公園利用者ニーズ

②-1 公園ごとの人口動態・推計調査、②-2 公園ごとの周辺環境調査、②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行

③管理運営の担い手拡大

③-1 地域住民が主体となる組織の活動の現状調査、
③-2 公園管理器具貸出 制度創設の検討、③-3 サウディング型市場調査の実施、
③-4 企業と地域のマッチング

④公園における安全・安心の確保

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行、④-2 アプリによる公園樹管理の試行、
④-3 みどりのステーション制度、④-4 モデル公園におけるデザイン統一、
④-5 SDGsやグリーンinfraへの対応

⑤公園トイレの役割の見直し

⑤-1 公園トイレの利用実態調査、⑤-2 公園トイレの改修効果の検証、
⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査、
⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証、⑤-5 ネーミングライツに関する調査

48